

生活排水を合併処理浄化槽できれいにし 地域の水環境を守ろう



～単独処理浄化槽と合併処理浄化槽の違い～

単独処理浄化槽

トイレ排水のみを処理

合併処理浄化槽

トイレ排水 + 生活排水 を処理

【合併処理浄化槽】にすると

BODの排出量が【単独処理浄化槽】に比べて **1/8** に！

水質の汚濁を表す代表的な指標
汚れた水ほどその数値は高くなります



市町では浄化槽設置替えへの助成制度を設けています
助成を受けるためにはいくつかの要件があります
詳しくは市町の浄化槽窓口にお問い合わせください

＜浄化槽を使用する方の**三つの義務**＞

保守点検 <年3～4回>

浄化槽の点検、付帯設備の調整・修理、消毒剤の補充等

清掃 <年1回以上>

浄化槽内にたまった汚泥やスカム等の引き抜き

法定検査 <年1回>

外観検査、書類検査、水質検査による浄化槽の健康診断

保守点検、**清掃**はお住まいの地域の浄化槽関係業者に、
法定検査は(一財)静岡県生活科学検査センターに依頼をしてください
詳しくは賀茂健康福祉センター環境課(0558-24-2053)へお問い合わせください。

いのち輝き、笑顔あふれる社会を。



生きがいと健康づくり
イメージキャラクター
「ちゃっぴー」

静岡県健康福祉部



静岡県賀茂健康福祉センター

〒415-0016 下田市中 531-1(静岡県下田総合庁舎 2階・4階) 電話 0558-24-2033

ホームページ <http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-710/> FAX 0558-24-2159

松崎保健支援室 〒410-3624 賀茂郡松崎町江奈 255-3 電話 0558-42-0262